

# 令和2年度第1回蓮田市上下水道事業審議会会議録

日 時 令和2年11月17日（火）  
午前9時00分～  
会 場 蓮田市役所 西棟2階  
第3・4会議室

〈出席委員〉 門井隆会長、黒須武副会長、勝浦敦委員、川本孝治委員、  
小林由美子委員、高橋泉委員、高橋健一郎委員、丹下進委員  
中川美樹委員、中野君男委員、山田正恵委員

〈事務局〉 中野市長、山崎上下水道部長、中田水道課長、岡田下水道課長、  
原田水道課副主幹、山岸水道課副主幹、大塚下水道課副主幹、  
関口水道課主査、井原下水道課技師、金子下水道課主事

- |   |     |                                 |                  |
|---|-----|---------------------------------|------------------|
| 1 | 開   | 会                               | 中田水道課長           |
| 2 | 会長  | あいさつ                            | 門井会長             |
| 3 | 市長  | あいさつ                            | 中野市長             |
| 5 | 議   | 事                               |                  |
|   | (1) | 蓮田都市計画公共下水道事業の変更について（諮問）        | 井原下水道課技師         |
|   | (2) | その他                             |                  |
|   |     | ①経営戦略の概要について                    | 大塚下水道課副主幹        |
|   |     | ②上下水道部における新型コロナウイルス感染症対策の取組について |                  |
|   |     |                                 | 中田水道課長、大塚下水道課副主幹 |
| 5 | 連絡  | 事項                              |                  |
| 6 | 閉   | 会                               | 黒須副会長            |

## 議題（1）についての主な質疑応答

委員：公共下水道計画はジョイフーズ側から新井団地方向へ流下予定か。

事務局：そのとおりです。

委員：東口黒浜線と県道蓮田杉戸線との交差点部はどのように計画しているのか。

事務局：県道蓮田杉戸線には第2の1処理分区の下水道幹線が入っており、そちらへの流下を最下流として計画しています。

委員：今回設定された処理区域から外れた地域も将来、この下水道整備計画に入るのか。また、周辺と比較すると、この地域の地盤が低いが、下水道の整備は可能か。

事務局：処理区域外の下水道整備は、今回の計画とは別の計画となります。なお、旧県道にある管はかなり深い管ですので流し込むことは可能です。

委員：事業の変更に係る今後の流れについて、詳しく説明してほしい。

事務局：公共下水道事業は下水道法と都市計画法に基づいた事業であり、それぞれ埼玉県に図書の写しを送付し決定を受けます。都市計画事業に基づく都市計画決定については、これから開催される都市計画審議会の諮問を受けることとなります。

委員：東口黒浜線は以前、室町時代の古銭が発掘された地域だが、工事中に文化財が出てきてしまうのでは。

事務局：事前に発掘調査を行った後、工事を行います。工事中に出土してしまった場合は工事を中断し、発掘調査を行わなければなりません。

委員：第6負担区では受益者はどれくらいいるのか。

事務局：負担金額は対象者の人数ではなく、事業区域内の事業費から算出しており、対象区域内の総事業費のうち、5パーセント程度が受益者負担になるよう、

下水道財政研究会委員会が提言した「末端管きょ整備費相当額」を用いながら算定しております。

委員：公共下水道に接続しないままであっても受益者負担金は発生するのか。

事務局：今回変更する区域は市街化調整区域ですので下水道に接続されなくても、地目が宅地である場合、負担金が発生します。

委員：受益者負担金は、どういう方が対象になるか明確にした資料がほしい。また、対象者の方々にも丁寧な説明を求める。

事務局：承知しました。改めて、ご説明させていただきます。

委員：「末端管きょ整備相当額」で算出された数字を知りたい。他の処理分区を含めてお聞きできるか。

事務局：実数の公表は、いたしません。

委員：受益者負担は下水道整備の総事業費のうち5パーセント程度とのことだが、計画地内で全て宅地にならない限りは市の負担が95パーセントを超えるのではないか。

事務局：総事業費のうち、5パーセントを目安にした金額を受益者にご負担いただく形になります。

委員：新型コロナウイルス感染症拡大の影響等で、経済事情によっては受益者負担金の支払いが困難な方も現れるのではないか。その場合、減免や猶予はあるのか。

事務局：そのような場合は、随時相談を受け付けさせていただきます。

委員：今回変更する処理区の境界が直線を描いているのは道路拡幅を想定しているためか。また、これは意見だが、受益者負担金については、環境保全の勘案や、工事費の高騰等も歪めないところだが、過去の受益者負担金での相当分

での費用、550円/m<sup>2</sup>で適正だと思う。

事務局：今回の計画は道路の拡幅を考慮したうえで、住宅が密集した地域を含んでいるため、境界は直線を描いております。

委員：こちらの地域は用途区域の見直しを行うのか。

事務局：見直しは行いません。用途区域の指定については、都市計画課が主管課となっております。今回の下水道整備は用途区域の見直しとは関係なく、今後の沿道サービスを見越した対応となります。

委員：今回の下水道整備は離れた住宅も対象となっているが、公共下水道を引き込む意向はあるか。

事務局：現時点ですと、意向があるのは1件のみで、ほとんどの対象者は道路ができる前なので、将来の土地利用を考えていないようです。

委員：なるべく早期に完成が望ましいが、周辺住民の意向も伺いながら進めていただけると、ありがたい。

委員：負担金が1m<sup>2</sup>あたり550円とあるが、所有する面積により個人負担が変わるのか。

事務局：受益者負担金550円は負担金の単価となりますので、受益者負担額は土地の面積に比例します。